

岡山県耐震改修促進計画（改定素案）の概要

1 耐震改修促進計画

耐震改修促進計画は、耐震改修促進法及び同法による国的基本方針に基づき策定する計画であり、建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標、促進を図るための施策、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及等を定めています。

現計画が令和7年度を目標年次とした5年間の計画であることから、本県の住宅・建築物の耐震化の現状を踏まえ、また、国的基本方針の改正（令和7年7月）に基づき、3度目の改定を行います。

2 改定素案の概要

（1）計画期間

令和8年4月から令和13年3月まで（5年間）

（2）見直しの主な内容

①南海トラフ巨大地震及び断層型地震による被害想定の更新（危機管理課で見直し中）

②耐震化の現状と目標

ア 住宅

現計画における目標		次期計画の目標	
	(R7年度末) 95%	(R12年度末) 95%	(R17年度末) 耐震性が不十分なものを おおむね解消
【国の基本方針の目標】 (R12年度末)			
現状の耐震化率 ※1 (R6年度末) 85%	(R7年度末) 85.8%	-	(R17年度末) 耐震性が不十分なものを おおむね解消 ※2

※1 耐震化率：総務省住宅・土地統計調査の結果を基に国の推計手法により算出

※2 おおむね解消：100%に近い状態

イ 耐震診断義務付け対象建築物

【現計画における目標】：令和7年度末おおむね解消

区分	現 状 ※1 (R6年度末)	次期計画の目標 (R12年度末)
要緊急安全確認大規模建築物	86% 〔 108棟 / 126棟 〕	耐震性が不十分なものを おおむね解消
要安全確認 計画記載建築物	防災拠点建築物 (県指定)	【国の基本方針の目標】 耐震性が不十分なものを おおむね解消 ※2
	緊急輸送道路沿道建築物 (県・市協調指定)	85% 〔 17棟 / 20棟 〕

※1 耐震性不足の解消状況：耐震性不足が解消した棟数／耐震診断を義務付けた棟数

※2 おおむね解消：100%に近い状態

- ③木造住宅の高齢者向け耐震改修融資の利子補給制度の活用
 - ④木造住宅の部分的な耐震改修、耐震シェルターや防災ベッドの設置等居住者の命を守る方策等の普及啓発の強化
 - ⑤耐震診断を義務付ける緊急輸送道路の追加指定等
- 岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画の更新（令和7年3月）に基づき、
第1次防災拠点（病院、庁舎）の移転に伴う道路の追加指定及び削除を行う。
(追加3区間（下図）、削除1区間（旧美作市役所に至る道路）)

